

令和4年度 工務店向け働き方改革セミナー -第2回目-

「働き方改革へ対応 就業規則の作り方」

就業規則の作成・届出義務は従業員10人以上の会社が必要です。

しかしながら最近では労使トラブルも多く、地域工務店もルールの作成が必要になっています。

今回は、解雇トラブルの対応や労務管理等、服務規律の説明や対応策について詳細に解説致します。

経営者、総務担当の方々等、ぜひご参加いただければ幸いです。

(3回目、9月2日(金)に「定着率をあげるための給与の決め方」を予定しています)

日時

7月15日(金) 13:30~15:30

セミナー
内容

- ・年次有給休暇年5日取得義務への対応
- ・解雇トラブルへの対応
- ・有期契約と試用期間の違い
- ・就業規則は労働条件と服務規律
- ・「働きやすい職場づくり」に労務管理は必須

参加費
無料

講師

社会保険労務士法人アスミル
代表 特定社会保険労務士

櫻井 好美 氏

【講師プロフィール】

一般社団法人建設業サポート室理事。国土交通省委託事業「建設業における労務管理セミナー」

「法定福利費セミナー」の講師を務める。その他、大手ゼネコン社会保険未加入問題相談顧問、

各企業安全大会、専門工事事業団体、一次会社等において、セミナー多数実施。

(特定社会保険労務士/ファイナンシャルプランナー/キャリアコンサルタント/年金アドバイザー/住宅ローンアドバイザー - 資格保有)

受講
対象者

JBN会員

定員

200名

※Zoomでの開催になります。

問い合わせ

JBN事務局
担当：坂口・山本

締切

開始日の1日前まで

TEL:03-5540-6678 FAX:03-5540-6679

申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。受付後、メールでパスワード等をお送りします。
複数参加者がいる場合、URLとパスワード等の情報を会社内で共有をお願いします

会社名		会員番号	
受講者名	1)	2)	
	3)	4)	
メールアドレス			
TEL		FAX	